



Ⅲ 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務



1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場、旅館、興行場、理・美容所、クリーニング所など環境衛生営業施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し、これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭、地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については、空き地の雑草の刈り取り、ハチの巣の除去などの害虫駆除が大半を占めている。

(1) 施設および監視指導

① 営業施設

・旅館等

本年度の新規申請の件数は21施設であり、新增設が4施設、営業者の変更によるものが6施設、用途変更によるものが11施設であった。

旅館、ホテル営業等に対する監視指導については、客室などの衛生指導を実施している。

・興行場

仮設興行場の申請が2施設あった。

施設に対しては、衛生に必要な構造設備や措置の状況などについて立入検査を実施している。

・理容所、美容所、クリーニング所

理容所については新規4施設、廃止8施設であり営業施設は336施設、美容所については新規28施設、廃止25施設であり、営業施設は638施設である。立入検査は、器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については、新規6施設、廃止15施設であり、営業施設は220施設である。立入検査については、特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し、廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は53施設であり、法および条例等に定める衛生保持の状況を調査し、不適合施設については改善指導を行っている。

② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い、必要に応じて立入検査を実施し、維持管理についての指導を行っている。

また、専用水道については、適正な水質管理を行っているか等、立入検査を実施している。

③ プール

「函館市遊泳用プール衛生指導要領」に基づき、設置者から提出される報告書により維持管理の把握を行い、必要に応じて立入検査を実施し、プールの適正管理についての指導を行っている。

表 1 環境衛生関係施設数および監視指導数（各年度末現在）

区 分	施設数	新規 (許可・届出)	廃止	監視指導施設数			
				実数	延数		
平成 29 年度	2,256	60	62	314	314		
平成 30 年度	2,290	90	56	330	330		
令和 元 年度	2,311	85	64	274	274		
業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	旅館・ホテル	147	8	4	16	16	
	簡易宿所	79	13	4	13	13	
	下宿	5	—	—	—	—	
	映画館	2	—	—	—	—	
	スポーツ施設	2	—	—	—	—	
	その他	6	—	—	3	3	
	理容所	336	4	8	13	13	
	美容所	638	28	25	53	53	
	クリーニング所 ※	220	6	15	4	4	
	コインオペレーション	63	11	1	11	11	
	公衆普通浴場	19	—	2	22	22	
	浴場 福利厚生, その他	34	4	2	4	4	
	水道施設	専用水道	3	—	—	3	3
		簡易専用水道	445	8	2	8	8
井戸等		—	—	—	—	—	
そ の 他	畜舎・家きん舎	10	—	—	—	—	
	化製場	1	—	—	—	—	
	魚介・鳥類等製造貯蔵	2	—	—	—	—	
	死亡獣畜取扱場	2	—	—	—	—	
	墓地	83	—	—	—	—	
	火葬場	4	—	—	—	—	
	納骨堂	73	—	—	2	2	
	特定建築物	128	2	—	118	118	
プー ル	9	1	1	4	4		

※無店舗取次店を含む。

④ 温泉

温泉法に基づき、温泉利用施設の立入検査を実施している。

表2 温泉利用許可件数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	温泉利用許可件数			立 入 検 査 数	
	許可件数	新 規	廃 止	実 数	延 数
平成29年度	601	7	4	2	2
平成30年度	618	23	6	6	6
令和元年度	637	26	7	5	5
宿泊施設	382	20	5	4	4
公衆浴場	165	6	2	1	1
老人福祉施設	58	—	—	—	—
病院・リハビリ施設	4	—	—	—	—
プ ー ル	—	—	—	—	—
レジャー施設	5	—	—	—	—
手・足湯	6	—	—	—	—
そ の 他	17	—	—	—	—

(2) 市民相談

令和元年度の市民相談処理件数は260件であり、ハチに関する相談が大半で、駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者や管理者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表3 市民相談処理状況

区 分	ねずみ・昆虫等					飲料水	空き地 管 理	そ の 他	計
	ドカ の 毛虫	その 他 の 毛虫	スズ ガ バ チ	その 他 の ハ チ	その 他				
平成29年度	2	28	57	272	92	—	140	3	594
平成30年度	1	5	52	240	69	—	87	1	455
令和元年度	—	3	43	94	46	—	69	5	260

(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な衛生環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成11年7月に制定し、平成11年9月1日から施行している。

2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られるが、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等の細菌性食中毒やノロウイルスなど感染性の高いウイルス性食中毒の発生が依然として続いているほか、食品における異物混入も苦情が絶えないなど、さらなる予防対策が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も多岐にわたってきており、総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

これらの課題については、国が中心となって関係省庁の連携強化等、種々の対策が進められており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査を実施している。

また、食品の製造・加工・販売の各段階における総合的な衛生管理システム（HACCP）の普及を図っているほか、調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を行っている。

(1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設 6, 491 施設、北海道食品の製造販売行商等衛生条例（以下「道条例」という。）に基づく許可登録施設数 1, 214 施設、その他の施設数 100 施設、以上の合計 7, 805 施設が監視指導対象となっている。

(2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として市民に安全な食品の提供を図るため、食品衛生法に基づき、延べ 3, 640 施設、道条例に基づき、延べ 759 施設、その他延 112 施設の計 4,511 施設に対し監視指導を実施した。

表 1 食品衛生法に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	許 可 件 数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更 新	新 規		
平成 29 年 度	6,565	1,045	557	512	3,889
平成 30 年 度	6,527	585	548	586	3,633
令和 元 年 度	6,491	648	603	639	3,640
飲 食 店 営 業	3,710	327	411	421	1,626
喫 茶 店 営 業	370	40	40	45	276
菓 子 製 造 業	398	36	31	29	383
あ ん 類 製 造 業	1	—	—	1	3
アイスクリーム類製造業	11	—	—	2	26
乳 処 理 業	3	2	—	—	17
乳 製 品 製 造 業	20	1	—	—	32
乳 類 販 売 業	510	66	33	46	226
食 肉 処 理 業	17	1	—	—	15
食 肉 販 売 業	426	53	34	40	246
食 肉 製 品 製 造 業	13	—	1	—	30
魚 介 類 販 売 業	622	77	43	41	410
魚介類せり売り営業	8	1	—	—	1
魚肉ねり製品製造業	19	2	—	—	35
食品の冷凍または冷蔵業	123	13	6	5	111
清涼飲料水製造業	6	—	—	—	7
乳酸菌飲料製造業	1	—	—	—	7
氷 雪 製 造 業	16	4	—	—	5
氷 雪 販 売 業	—	—	—	—	—
食 用 油 脂 製 造 業	3	—	—	—	7
み そ 製 造 業	6	—	—	—	1
醬 油 製 造 業	1	—	—	1	—
ソ ー ス 類 製 造 業	11	2	1	1	8
酒 類 製 造 業	3	—	—	—	1
豆 腐 製 造 業	7	—	—	—	1
納 豆 製 造 業	1	—	—	—	1
め ん 類 製 造 業	12	1	—	—	15
そ う ざ い 製 造 業	156	19	—	6	140
缶詰または瓶詰食品製造業	12	1	3	1	7
添 加 物 製 造 業	5	2	—	—	3

表2 道条例に基づく許可・登録施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	許 可 件 数		期限切れ・ 廃止件数	監 視 指 導 延 施 設 数
		更 新	新 規		
平 成 2 9 年 度	1,262	126	83	86	916
平 成 3 0 年 度	1,248	143	69	83	841
令 和 元 年 度	1,214	170	64	98	759
製 造 業	345	34	7	15	225
食 品 販 売 業	856	131	57	80	534
行 商	13	5	—	3	—

表3 その他の施設数および監視指導施設数（各年度末現在）

区 分	施 設 数	監 視 指 導 延 施 設 数
平 成 2 9 年 度	111	124
平 成 3 0 年 度	108	128
令 和 元 年 度	100	112
集 団 給 食 施 設	99	79
許 可 不 要 施 設	—	31
と 畜 場	1	2

(3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や製造施設から市内に流通する食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

令和元年度は255検体を検査した結果、34件の表示違反があったが、細菌検査等については、基準違反はなかった。

表4 食品の収去検査等結果(令和元年度)

区分	収去 検体数	細菌検査		添加物検査		残留農薬検査		放射性物質検査		その他の検査	
		試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数
魚介類	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—
魚介類加工品	47	47	—	47	—	—	—	—	—	41	—
冷凍食品	21	7	—	—	—	14	—	—	—	—	—
肉卵類および その加工品	18	18	—	16	—	—	—	—	—	—	—
穀類および その加工品	5	4	—	1	—	—	—	—	—	1	—
野菜類・果実 および加工品	55	2	—	14	—	16	—	20	—	2	—
菓子類	34	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清涼飲料水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒精飲料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
缶詰・瓶詰食品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乳	8	8	—	—	—	—	—	—	—	8	—
乳製品	8	8	—	2	—	—	—	—	—	8	—
アイスクリーム類 および氷菓	4	4	—	—	—	—	—	—	—	3	—
その他の食品	43	43	—	39	—	—	—	—	—	9	—
計	255	187	—	119	—	30	—	20	—	72	—

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。
令和元年度の苦情件数は65件であった。

表5 苦情処理件数(令和元年度)

区 分	総 数	異物	カビ	腐敗 変敗	異味 異臭	表示	取扱い	その他	
総 数	65	11	4	1	1	3	10	35	
食 品	魚 介 類	6	1	—	—	—	1	—	4
	魚 介 類 加 工 品	7	2	2	—	—	—	2	1
	冷 凍 食 品	1	1	—	—	—	—	—	—
	肉卵類およびその加工品	4	—	—	—	—	—	—	4
	穀類・野菜類・果物 およびその加工品	6	—	1	—	—	—	2	3
	菓 子 類	5	2	—	—	—	1	1	1
	清涼飲料水・酒精飲料	1	—	—	—	1	—	—	—
	缶詰・瓶詰食品	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳・乳製品・アイス クリーム類・氷菓	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 食 品	18	5	1	1	—	1	—	10
添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—	
器 具 ・ 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—	
お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—	
施 設	17	—	—	—	—	—	5	12	

(5) 食中毒

令和元年は、函館市内で食中毒は発生しなかった。

表6 函館市内における食中毒発生状況

区 分	発生件数	患者数	死者数	原 因 場 所				
				飲食店	旅 館	家 庭	その他	不 明
平成29年	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年	1	157	—	—	—	—	1	—
令和 元年	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 詳細については、食中毒統計 (P74) 参照

(6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所（西桔梗町555番地5）において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。（表7）

なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入（牛、馬、豚、めん羊および山羊の5種類）
- ② 生体検査（人獣共通感染症等の疾病の有無）
- ③ 解体検査（内臓の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ⑤ 合格・検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症（TSE）[※]のスクリーニング検査を、牛については平成13年10月18日から、めん羊および山羊については平成17年10月1日から実施している。（表8）検査は、延髄を材料としてエライザ法（酵素免疫測定法）により行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

（注）平成17年10月1日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表7 食肉検査状況

区 分	総 数	牛		馬		豚	めん羊 山 羊
		牛	こ 牛	馬	こ 馬		
平成29年度	31,565	7,838	4	5	—	23,459	259
平成30年度	30,786	7,668	8	6	—	22,846	258
令和元年度	33,477	7,124	10	4	—	26,069	270

表8 TSEスクリーニング検査結果

区 分	畜 種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
平成29年度	牛	2	2	—
	めん羊・山羊	—	—	—
平成30年度	牛	—	—	—
	めん羊・山羊	—	—	—
令和元年度	牛	2	2	—
	めん羊・山羊	—	—	—

※牛の検査対象

平成29年4月1日から：生体検査において原因不明の神経症状または全身症状を示す24か月齢以上の牛

※めん羊および山羊の検査対象

平成28年6月1日から：生体検査において異常行動や運動失調等の臨床症状を呈するめん羊および山羊

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表9 衛生講習会実施状況（令和元年度）

対 象 者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	31	1,523
一般市民	8	715
計	39	2,238

3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため、各種事業を実施している。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬および猫の引取りを実施している。

その他に、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1) 畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を、市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め、実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表 1 畜犬登録数

区 分	畜犬登録数	予防注射数
平成 29 年度	14,735 [626]	7,617
平成 30 年度	14,586 [598]	7,315
令和 元年度	14,381 [641]	7,077

(注) []内は新規登録頭数

(2) 畜犬に関する相談・苦情

畜犬に関する相談・苦情のうち多い順に、捕獲依頼 60 件、鳴き声の指導 8 件、放し飼いの指導 6 件、その他糞尿等の指導 11 件、合計 85 件であった。

表 2 畜犬に関する苦情状況

区 分	苦情処理					咬傷事件	動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく引取		動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 3 項の規定に基づく引取	
	捕獲依頼	鳴き声指導	放し飼い指導	その他糞尿等指導	犬		猫 (参考)	犬 ※ 1	猫 (参考)	
平成 29 年度	88	61	13	7	7	—	3	16	41	150
平成 30 年度	104	75	10	6	13	8	1	1	36	128
令和 元年度	85	60	8	6	11	2	—	—	42	36

※ 1 狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めている。

(3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場 1，死亡獣畜取扱場 2，第 8 条準用施設 2 の計 5 施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎 5，山羊舎 1，犬舎 4 の合計 10 施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また、医療安全支援センター（医療相談窓口）を開設し、医療に関する相談業務を行っているほか、献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1) 医務関係

① 施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 1 医務関係施設数および立入検査数(各年度末現在)

区 分	施 設			立入検査	
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	施 設 数	延 数
平成 29 年度	669	32	38	137	138
平成 30 年度	665	22	26	84	85
令和 元 年 度	669	34	30	35	35
病 院	27	1	2	27	27
診 療 所	215	18	16	7	7
歯 科 診 療 所	128	4	6	1	1
助 産 所	2	—	—	—	—
あ ん 摩 施 術 所 はり・きゅう	129	8	3	—	—
柔 道 整 復 施 術 所	91	2	3	—	—
歯 科 技 工 所	73	1	—	—	—
衛 生 検 査 所	4	—	—	—	—

② 医務免許関係処理件数

免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表2 医務免許関係処理件数（各年度末現在）

区 分	総 数	免許申請	書換交付	再 交 付	そ の 他
平 成 29 年 度	630	376	214	28	12
平 成 30 年 度	595	359	200	31	5
令 和 元 年 度	579	343	202	30	4
医 師 法	13	6	4	1	2
歯 科 医 師 法	7	3	1	1	2
薬 剤 師 法	20	9	9	2	—
保 健 師 助 産 師 看 護 師 法	348	184	146	18	—
診 療 放 射 線 技 師 法	9	7	1	1	—
臨床検査技師等に関する法律	14	9	5	—	—
理学療法士法・作業療法士法	73	52	20	1	—
視 能 訓 練 士 法	4	2	2	—	—
栄 養 士 法	90	70	14	6	—
母 体 保 護 法	1	1	—	—	—

注) 表に掲載するほか、令和元年度において准看護師の受験願書45件を受け付けている。

③ 医療安全支援センター（医療相談窓口）における相談件数

医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表3 医療相談件数

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	そ の 他
平 成 29 年 度	144	63	52	1	—	28
平 成 30 年 度	134	58	41	6	—	29
令 和 元 年 度	171	76	53	10	—	32

(2) 薬事関係

① 施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 4 薬事関係施設数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	施 設			立 入 検 査 数
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	
平成 29 年 度	1,818	59	104	106
平成 30 年 度	1,828	53	43	92
令和 元 年 度	1,839	65	54	116
1 薬局	178	8	7	33
2 医薬品販売業				
(1)卸売販売業	43	2	3	7
(2)薬種商販売業	—	—	—	—
(3)配置販売業	17	—	—	—
(4)店舗販売業	77	3	5	14
(5)特例販売業(1種)	5	—	—	—
(6)特例販売業(2種)	—	—	—	—
3 医薬品製造業				
(1)専業	2	—	—	—
(2)薬局	5	1	1	—
4 医薬部外品製造業	—	—	—	—
5 医療機器製造業	—	—	—	—
6 医療機器販売業				
(1)高度管理医療機器	174	16	9	25
(2)管理医療機器	1,046	27	19	—
7 毒物・劇物輸入業・製造業	2	—	—	—
8 毒物劇物販売業				
(1)一般販売業	105	1	1	7
(2)農業用品目販売業	9	—	—	—
(3)特定品目販売業	9	—	—	—
9 届出を要する毒物劇物業務上取扱者	1	—	—	—
10 麻薬取扱施設(卸・小売業者)	155	7	9	29
11 覚せい剤施用機関	—	—	—	—
12 覚せい剤原料取扱者	4	—	—	1
13 採血業	1	—	—	—
14 化粧品製造業	6	—	—	—
15 その他(学校, 農家等)	—	—	—	—

② 麻薬および覚せい剤

麻薬および向精神薬取締法，覚せい剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は，次のとおりである。

表5 麻薬および向精神薬取締法，覚せい剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区 分	総 数	免許指 定申請	変更届	業 務 廃止届	廃棄届	事故届	年 間 受渡届	その他 届 出
平成29年度	1,129	473	84	30	212	—	295	35
平成30年度	883	124	97	47	264	—	292	59
令和元年度	1,339	511	126	65	251	32	294	60
麻薬および向精神薬取締法	1,297	504	122	61	247	32	294	37
覚せい剤取締法	33	3	4	3	4	—	—	19
大麻取締法	9	4	—	1	—	—	—	4

(3) 献血

当市では，北海道赤十字血液センター函館事業所の協力のもと，献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ，街頭献血，冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し，成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

また，当市内における令和元年度の献血実績は次のとおりである。

表6 献血実績(令和元年度)

区 分	計 画		実 績		達成率 (換算)
	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	
献血バス	404	7,236	514	7,828	108.7

※血液センター採血施設は平成31年1月末で閉設

(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて，北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり，ヤングボランティア等の協力により，啓発用ティッシュ等の配布を行っている。

5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当…腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
 - ・理化学担当…食品添加物，農薬検査等
- 令和元年度の検査実績は次のとおりである。

表1 検査実績(令和元年度)

区分	種 別		件 数	区分	種 別		件 数
細	腸管系 病原菌等	腸内感染症病原菌	2, 314	食	成分規格(牛乳および加工乳)		31
		腸管出血性大腸菌	2, 225		“(乳製品)		20
		その他の病原菌	8		“(清涼飲料水)		—
		ふん便寄生虫卵	1, 017		器具および容器包装		—
菌	水質細菌	飲料水細菌	—	品	食品添加物(定性)		7
		一般細菌数	—		“(定量)		233
		大腸菌群数	1		有害成分		1
		腸管出血性大腸菌	—		金属類		10
		大腸菌群最確数	—		水素イオン濃度		52
		レジオネラ属菌	1		一般成分		74
検	食品細菌	一般生菌数	260	査	農薬		60
		大腸菌群数	244		家庭用品		11
		その他の細菌	454		放射能		62
		腸管出血性大腸菌	13		有機水銀		—
		大腸菌群最確数	14		小 計		561
		顕微鏡検査	7		総 計		7, 244
査	特殊なもの		16				
	ノロウイルス検査		42				
	新型コロナウイルス検査 ※3月12日から検査開始		67				
	小 計		6, 683				